

次の方の書類については、住所又は居所等が明らかでないため送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達します。

なお、送達すべき書類は、三浦市に保管してありますので、送達を受けるべき方から交付の請求があった場合は交付します。

令和8年8月13日

三浦市長 出口 嘉一



送達を受けるべき方の氏名（名称）	送達すべき書類の名称
佐々木 八志男	令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書
秋田 巧	令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書
角田 金作	令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書
NGUYEN VAN HOANG	令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書
PHAN NHAT HUNG	令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書
RENDI	令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書
DONI TANJAYA	令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書
NGUYEN MINH DUC	令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書
NGUYEN TRUONG DU	令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書
石原 莉皇	令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書
ALTMANN BROOKE RENEE	令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書